

【参考】届出しないと介護報酬が算定できなくなる加算等

サービス種別	体制等の名称		届出期限	届出がない場合	備考	提出書類
訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)福祉用具 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 総合事業(訪問型サービス)	その他該当する体制等	業務継続計画策定の有無	令和7年4月15日(火)	「1:減算型」とみなす ※業務継続計画未策定減算となります	「2:基準型」の場合は届出が必要	●体制等に関する届出書 ●体制等状況一覧表
(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護(短期利用型のみ) (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型のみ) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型のみ) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	その他該当する体制等	身体拘束廃止取組の有無	令和7年4月15日(火)	「1:減算型」とみなす ※身体拘束未策定減算となります	「2:基準型」の場合は届出が必要	●体制等に関する届出書 ●体制等状況一覧表
以下のサービスを除く全てのサービス (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防支援	その他該当する体制等	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14) ※加算Ⅴ(1)～(14)を算定している場合のみ	令和7年4月15日(火)	「1:なし」とみなす	「1:なし」以外の場合は改めて届出が必要 詳細は、越谷市ホームページ「介護職員等処遇改善加算の計画書・変更届等について」を参照	●体制等に関する届出書 ●体制等状況一覧表 ●介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ	令和7年4月15日(火)		詳細は、越谷市ホームページ「介護職員等処遇改善加算の計画書・変更届等について」を参照	●体制等に関する届出書 ●体制等状況一覧表 ●介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書

R7.4.1から算定をする「業務継続計画策定の有無」、「身体拘束廃止取組の有無」に関する届出について

◎3/15までに「体制等に関する届出書」のみを提出した場合

・4/15までに新様式の「体制等状況一覧表」のみ追加提出が必要

◎これから提出する場合

・4/15までに新様式の「体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」の提出が必要

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び別紙」の該当書式について

●体制等に関する届出書

【別紙2】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

【別紙3-2】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用><居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用>

【別紙50】 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

●体制等状況一覧表

【別紙1-1】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

【別紙1-2】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

【別紙1-3】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

【別紙1-4】 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

修正箇所について

※赤字は削除した箇所です。

※黄色の塗りつぶしは、追記した箇所です。